

令和6年7月1日採用予定 伊丹市職員採用試験案内

行政実務経験者

育児・介護等の事情により退職された方、
本市近隣への転居を検討されている方、
公務員としての経験を活かしませんか

1 募集職種・採用予定人数・受験資格

区分	採用予定 人数	受験資格等	
		資格（※1）	年齢
事務職 （行政実務経験者）	若干名	国もしくは地方公共団体において、任期の定めのない職員として、行政事務に係る職務経験が5年以上ある人（※2）	昭和60年4月2日以 降に生まれた人

※1 育児・介護等の事情により退職された方、本市近隣への転居を検討されている方等、公務員としての経験を活かすことができること。（現在、在職中の方も、応募できます。）

※2 行政事務としての職務経験は、任期の定めのない職員として職務経験が複数ある場合は通算することができます。採用日時点で必要勤務年数の要件を満たさない場合は、採用できません。

2 注意事項等

○試験日時等に変更される場合があります。各試験実施前に通知する案内をご確認ください。

○虚偽の申請や不正、受験資格を欠くことが明らかになった場合は合格を取り消します。

○受験に係る交通費等は、受験者の負担となります。

○試験を受験し、不合格となった人に対し、総合点数及び総合順位を開示します。開示の請求は、合格発表の日から1ヵ月以内に受験者本人が身分証明書等を持参のうえ、伊丹市総務部人材育成室人事課へ直接お越しください。

○受験に際して提供された個人情報、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用・配属以外の目的に利用することはありません。なお、受験に際してご提出いただいた書類は返却できません。

○資格要件等を満たす場合でも、地方公務員法第16条に該当する人は、受験できません。

地方公務員法

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

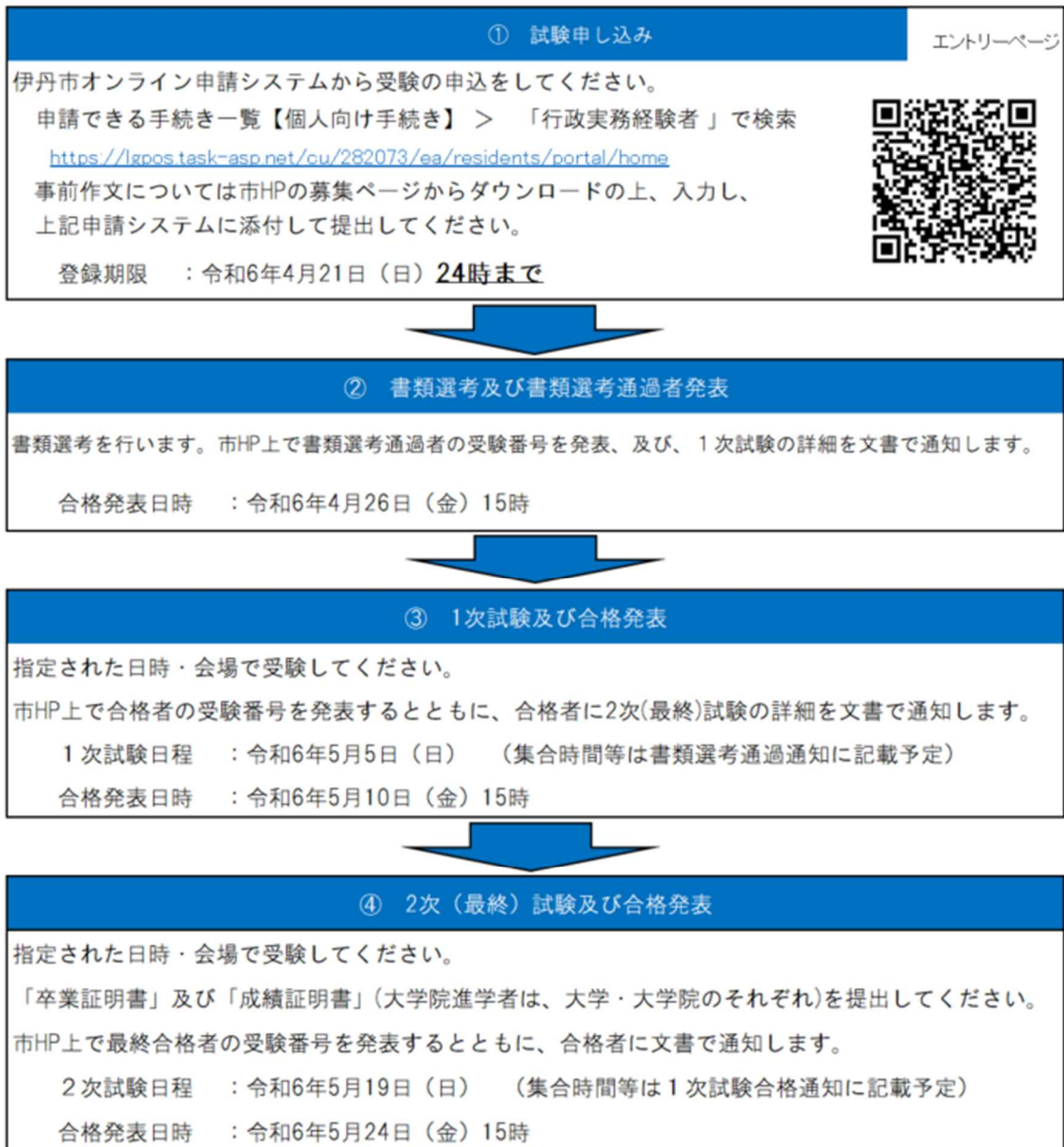
3 試験日程・会場・内容・合格発表等

	受付期間	書類選考 (※6)	1次試験 (※6)	2次試験(最終) (※6)
内容 (※1)	受験申込の登録 指定のフォームより、必要事項の入力・データ添付をしてください ① 指定フォームへの入力 ② 市指定の受験申込書への入力・フォームへの添付 ③ 市指定の事前作文への入力・フォームへの添付 (※2・3)	提出書類により選考	個人面接	個人面接
日程 (※1)	R6. 4. 21(日)24時まで (※4・5)	-	R6. 5. 5(日)	R6. 5. 19(日)
会場 (※1)		-	伊丹市役所	伊丹市役所
合格発表	-	R6. 4. 26(金) 15:00(※7)	R6. 5. 10(金) 15:00(※7)	R6. 5. 24(金) 15:00(※8)

- ※1 面接実施方法・試験日程・試験会場を変更する場合があります。その際は、市HP等にてお知らせしますので、ご確認ください。
- ※2 当該試験案内のHPに掲載している事前作文の様式(800字詰め)へ入力の上、フォームへ添付し、提出してください。
- ※3 ①・②・③のいずれかが欠けても受験できません。
- ※4 如何なる理由であっても(システムの不具合等)令和6年4月21日(日)の期日を過ぎた場合は受付できませんので、お早目の申し込みをお願いいたします。
- ※5 受験申込者に対し、令和6年4月23日(火)に受験票を発送します。4月25日(木)16:00までに受験票が届かない場合は、伊丹市人事課までご連絡ください。
- ※6 選考結果及び各試験の得点は次の試験に持ち越しません。
- ※7 書類選考通過者・試験合格者の受験番号を市HPに掲載するとともに、合格者には次回試験の詳細について、文書で通知します。
- ※8 合格者の受験番号を市HPに掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

4 受験手続

○申込みから最終合格までの流れは、概ね以下のとおりです。



5 給与等 (令和6年3月1日時点の内容のため、実際の給与等と異なる場合があります。)

諸手当	規定に基づき、通勤手当・住居手当・扶養手当・期末勤勉手当（賞与）等を支給。
昇給	通常、年1回の昇給があります。
昇任	市の昇任試験制度に基づき昇任します。
勤務時間・休暇	週38時間45分勤務（1日7時間45分勤務）、週休2日制で年間20日（令和6年7月1日付採用の場合、初年度のみ年間15日）の有給休暇の他、各種特別休暇があります。

《給与・年収等モデルケース》

① 行政機関で5年間勤務後、27歳で伊丹市に転職した場合

	役職	給与(月額)	年収
採用1年目		308,080円	490万円程度
採用4年目	主任	343,720円	545万円程度
採用8年目	主査	374,520円	620万円程度

② 行政機関で13年間勤務後、35歳で伊丹市に転職した場合

	役職	給与(月額)	年収
採用1年目		323,040円	515万円程度
採用4年目	主任	365,720円	575万円程度
採用6年目	主査	385,300円	640万円程度

※4年制大学を卒業したとして試算しています。
 ※給与には、扶養・住居・通勤の各手当を含み、超過勤務手当(残業代)等その他の手当は含みません。
 ※年収には、期末勤勉手当(賞与)年間4.5月分を含み、採用1年目の年収は通常雇用で期末勤勉手当を満額支給する場合で試算しています。
 ※経験年数を加味した上で、最短で昇任試験に合格した場合で試算しています。
 ※諸手当は、配偶者、子2人を扶養し、職場から2キロ離れた場所で賃貸住宅に居住して自転車による通勤として試算し、内訳は扶養手当26,500円、住居手当28,000円、通勤手当2,000円です。
 ※採用時の役職等については、上記モデルケースに限らず職歴を加味して別途決定します。

問い合わせ先

伊丹市総務部人材育成室人事課（3階）

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

TEL072-784-8016(直通)

伊丹市
itami